

○神奈川県川崎競馬組合の休日を定める条例

(平成12年4月1日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合の休日等)

第2条 組合の休日等については、神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）の規定の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。